

規程等：第2部 第2章-1

埼玉県グラウンド・ゴルフ協会 大会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県グラウンド・ゴルフ協会（以下「本会」という）規約、（事業）第5条（2）の目的を、効率的かつ円滑に達成するため定めるものである。

(規程の範囲)

第2条 この規程の範囲は、本会の定める下記の大会についてこれを用いる。

- (1) 埼玉県祭り交歓大会
- (2) 埼玉県夏季大会
- (3) 全国レディース大会
- (4) 埼玉県上級指導者研修交歓大会
- (5) コバトン・さいたまっち大会
- (6) 全国交歓大会
- (7) 関東地区大会
- (8) 埼玉県秋季大会
- (9) 埼玉県新春交歓大会
- (10) 埼玉県選手権大会

(大会割当表)

第3条 毎年、1月に算出した「大会割当表」は夏季大会までこれを供用し、5月時点で新年度の登録会員数を基準に新規「大会割当表」を算出し7月以降はこれを使用する。

(大会開催要項・大会募集要項)

第4条 大会における開催要項ならびに募集要項は、その大会が開催される2ヶ月前にそれをまとめ、本会のホームページまたは文書をもって会員への周知を図らなければならない。

(大会組合せ表)

第5条 大会組合せ表は、大会募集要項の締め切り日をもってこれを作成し、その大会が開かれる7日前に本会のホームページに掲載する。

(大会実行委員会・大会運営委員会)

第6条 大会の効率的な運営を図るため、本会の執行部門等による大会実行委員会（以下、当該者を「大会役員」という）を設ける。また、開催地団体役員等による大会運営委員会を設ける。その構成は次のとおりとする。

大会実行委員会

- | | | |
|--------------|---|----------------------------------|
| (1) 大会会長 | 同 | 会長 (1) |
| (2) 大会実行委員長 | 同 | 副会長 (4) (大会ごと輪番制) |
| (3) 大会実行副委員長 | 同 | 理事長 (1) 副理事長 (3) 監事 (2) 事務局長 (1) |
| (4) 大会実行委員 | 同 | 専門委員長 (5)、専門委員 (47) |
| (5) 事務局 | 同 | 事務局 (4) |

(6) 救 護 (看護師)

大会運営委員会 (開催地団体)

- (1) 大会運営委員長 開催地団体代表
 - (2) 大会運営副委員長 開催地団体役員
 - (3) 大会運営委員 同
- 2 開催地団体は大会運営委員会を立ち上げ、大会実行委員会と連携し開催地における特色を取り入れた大会の開催に向けその任にあたるものとする。
 - 3 大会役員は、それぞれの大会の冠を十分に理解し、参加者にその意義を伝える使命を自覚し大会計画ならびに大会の運営にあたらなければならない。

(予算執行・収支決算)

- 第7条 大会予算は、事業計画で承認を得た予算額について管理者である事務局と、開催地団体が協議しこれを執行する。
- 2 予算の執行にあつては、大会の目的ならびに開催地の特徴を前提に、関係者による協議を行い広く会員への還元に供するよう心がける。
 - 3 大会の開催地団体は、大会終了後1ヶ月以内に予算管理者に対し大会に係わる収支について、所定の形式に基づき報告をしなければならない。

(大会集合、準備作業等)

- 第8条 大会実行委員 (作業内容を指定、登録された委員) ならびに事務局は、集合時間を厳守の上、所定の会場に集合すること。
集合時間は原則として午前7時00分とする。朝食、お茶の支給はしない。
- 2 大会会長、大会実行委員長、大会実行副委員長は所定の受付時間に大会本部に集合する。
 - 3 大会実行委員 (作業内容を指定、登録された委員) ならびに事務局は、大会会場の設営/撤収、大会本部立上げ/撤収、プログラム、スコアカード、参加賞の配布、集計、表彰支援、派遣手続き、広報活動等の作業にあたる。
作業内容は、役員プログラムに役割分担表で明記する。
 - 4 大会役員、ならびに大会運営委員には、当日の職務に報いるため謝礼 (交通費、弁当代相当) を支給する。

(大会実務)

- 第9条 主催大会においては、大会実行委員会 (専門委員・事務局) が協同して、その推進にあたるものとする。ただし、上級指導者研修交歓大会においては、大会実行委員会 (指導者育成委員会) が主体者となりその任にあたるものとする。また、主管大会の実施にあたっては、4地区ごとの大会実行委員 (プレー運営委員) と埼玉県協会事務局が主体者となり、開催地団体の大会運営委員会と協同しその推進にあたるものとする。
- 2 他の大会実行委員 (総務委員、指導者育成委員、広報委員、IT委員) は、それぞれの職務を以って大会成功への支援にあたる。
 - (1) 総務委員会 : 本部立上げ、受け付け (参加賞、プログラム)、スコア回収、筆耕、表彰関連。
 - (2) 指導者育成委員会 : 本部立上げ、受け付け (参加賞、プログラム)、スコア回収、表彰関連、派遣手続き。第2条(4)では主体者となる。

- (3) 広報委員会：本部立上げ、受付（参加賞、プログラム）、大会記録、写真、記事、その他広報活動。
- (4) IT委員会：本部立上げ、受付（参加賞、プログラム）、スコア集計、成績表、ホームページ対応。

(大会役員の服装、等)

第10条 大会役員、協会役員の服装は次に定める。

- (1) 大会会長、大会実行委員長、大会実行副委員長は、協会で定めた紺ブレザーを着用する。ただし、上級指導者研修交歓大会、新春大会は除く。
- (2) 大会実行委員（プレー運営委員）は、所定のユニフォームを着用する。
- (3) 大会実行委員（専門委員）は、所定の帽子を着用する。

(大会開会式・閉会式等)

第11条 大会の開会式に臨む整列については次に定める。

- (1) 演壇に向かって左側前列に、来賓、大会会長、大会実行委員長、大会実行副委員長の順に整列する。
 - (2) 演壇に向かって右側前列に、大会実行委員（プレー運営委員）、事務局、看護師。同後列に、大会実行委員会（専門委員長(4)）、大会運営委員会（開催地役員）の順に整列する。
 - (3) 大会役員ならびに大会運営委員の紹介は、役員改選の年を除き「〇〇の皆さんです」と一括で行う。
- 2 大会における開会式・閉会式の次第は、原則、下記による。

開会式

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 開会の言葉（大会実行委員長） | 本会 副会長① |
| (2) 大会会長挨拶 | 本会 会長 |
| (3) 来賓挨拶 | |
| (4) 来賓／大会役員紹介 | 本会 事務局 |
| (5) 優勝杯返還 | 前回優勝者 |
| (6) 選手宣誓 | 前回優勝者 |
| (7) プレー説明（大会実行委員） | 本会 プレー運営委員長 |
| (8) 事務連絡（大会運営委員会） | 同 開催地団体役員 |
| (9) 閉会の言葉（大会実行委員長） | 同 副会長② |

閉会式

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| (1) 成績発表（大会実行委員） | 本会 プレー運営委員長 |
| (2) 表彰者（大会実行委員長、同副委員長） | 同 会長、副会長、理事長、副理事長、監事、事務局長 |
| (3) 表彰アシスタント(大会役員) | 同 専門委員（女子）、 |
| (4) 閉会の言葉（大会実行委員長） | 同 副会長③ |

(スコアカードの回収)

第12条 大会終了後のスコアカードの回収は、大会実行委員（総務委員、事務局、指導者育成委員会）がこれにあたる。

- 2 スコアカードの回収にあたっては、開催要項に定めた分類（性別、コース別、旗色、等）を確認し、速やかに集計部門に提出する。

(スコアの集計)

第13条 大会の終了に伴い、回収されたスコアカードをもとに大会実行委員（IT委員・広報委員）が集計作業を行い、速やかに成績表にまとめ大会実行委員（プレー運営委員長）に提出する。

(表彰)

第14条 成績の発表については、開催要項に定めた表彰内容に従い大会実行委員（プレー運営委員）が中心となりこれを行う。

- 2 表彰順序は、男子、女子の順に、原則、10名単位で行う。
- 3 表彰者は、第11条 2項 閉会式(2)による。
- 4 表彰アシスタントは、第11条 2項 閉会式(3)による。

(記録)

第15条 大会実行委員（広報委員・IT委員）は、大会に関する情報を収集し記録媒体等を用いて成果の周知に努める。

- (1) 大会開会式
- (2) 大会におけるプレー状況
- (3) 大会参加団体の動向
- (4) 大会閉会式
- (5) 表彰式、大会成績表
- (6) 優勝者等、関係者のコメント（記事）

(看護師等)

第16条 （規程の範囲）第2条に定める大会において、1名以上の看護師（准看護師を含む）を配置する。（外部委託も可）

- 2 看護師は、国の定める看護師（准看護師）の資格を有する者であること
- 3 看護師はプレーをしない。また、大会中は本部に常駐し席を離れる際は本部員に行き先を告げること。
- 4 有事の際は速やかに対処し、近くの大会役員、事務局員に連絡する。
- 5 看護師には、予算の範囲で手当を支給する。
- 6 看護師が配置できない場合は開催地の救急体制について、事前に調査し最善の対応を実施し参加者に事前に知らせる。

(協議)

第17条 本規程に定めのない事項が生じた時は、大会会長、大会実行委員長、大会実行副委員長が協議を行い、それを決する。

(附則)

この規程は、平成26年5月1日より施行する。

平成27年4月1日より、以下の項目を削除する。

- ・第2条（規程の範囲） 役員大会、レディス大会、
- ・第6条（大会実行委員会・大会運営委員会）1項5号 特別委員会、

平成 27 年 11 月 7 日より、以下の項目を追加し施行する

- ・第 9 条（大会実務）2 項 2 号にスコア回収を追加、
- ・第 12 条（スコアカードの回収）1 項に指導者育成委員会を追加、
- ・第 16 条（看護師等）を新設、

（附則）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

（規程の範囲）

第 2 条 規程の対象となる 7 大会を 11 大会に拡充（外部 3 大会含む）

（大会実務）

第 9 条 主管大会の実務については、4 地区ごとの大会実行委員会（プレー運営委員会）が大会運営委員会（開催地団体）と協同し実務にあたる

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する

- ・埼玉新聞社杯大会を削除、大会顧問を削除、お楽しみ抽選会を削除、紺ブレザー着用の一部免除、表彰者に事務局長を追加した

以上

規程等：第2部 第2章 - 2

埼玉県グラウンド・ゴルフ協会 大会運営規程 細則

(趣旨)

第1条 この細則は、埼玉県グラウンド・ゴルフ協会大会運営規程の一部について細目を定める

(大会主管の設定)

第2条 (規程の範囲) 第2条に規定した埼玉県グラウンド・ゴルフ協会の下記大会について登録団体が主管する大会を次のとおり定める

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1) 埼玉県祭り交歓大会 | 主管・開催地団体(4地区) |
| (2) 埼玉県夏季大会 | 主管・開催地団体 |
| (3) 全国レディス大会 | |
| (4) 埼玉県上級指導者研修交歓大会 | ・埼玉県協会 |
| (5) コバトン・さいたまっち大会 | 主管・開催地団体 |
| (6) 全国交歓大会 | |
| (7) 関東地区大会 | |
| (8) 埼玉県秋季大会 | 主管・開催地団体 |
| (9) 埼玉県新春交歓大会 | ・埼玉県協会 |
| (10) 埼玉県選手権大会 | 主管・開催地団体 |

(大会割当表(実績率の導入))

第3条 大会参加者の2次募集に際しては、実績率をもとにこれを行う

2 実績率の条件

- ・会員数が100名以上の加盟団体を対象とする
- ・実績率の算定対象は、県協会主催夏季大会ならびに秋季大会とする
- ・過去2年間における上記2大会の実績率が高い加盟団体を優先する

(集合時間および作業)

第4条 (大会集合、準備作業等) 第8条に規定した大会実行委員(作業内容を指定、登録された委員)ならびに事務局員の集合時間と作業について次の区分を定める

- ① 埼玉県協会が直接主管する大会においては、大会実行委員(特別委員・専門委員)全員を指定・登録された委員とする
早出作業における集合時間は、午前7時00分とする
- ② 開催地団体が主管する大会においても、大会実行委員(特別委員・専門委員)全員を指定・登録された委員とするが、早出作業については大会運営委員会(開催地団体)に運営実務を委嘱することから、確認、調整を目的に大会実行委員(プレー運営委員、総務委員)、事務局がこれにあたる
早出作業における集合時間は午前7時00分とする

- 2 第8条4項における謝礼について次に定める
謝礼は大会実行委員（大会役員）ならびに大会運営委員（開催地団体役員）を対象として、昼食代相当500円を支給する
- 3 大会実行委員で早出作業を指定・登録された委員には、交通費として1,000円を支給する ただし、朝食は各自で済ませ集合時間を厳守のうえ作業分担にもとづき任にあたる
- 4 大会前日、準備等のため指定・登録された大会実行委員には、交通費として1,000円を支給する

(大会運営に関わる協議)

- 第5条 開催地団体が主管する大会について、大会会長および大会実行正副委員長、大会実行委員は主催協会の期待に沿って運営が図られているか確認、指導する
- 2 大会を運営する内容については、規程第6条、2、3項により大会2ヶ月前を原則として開催地団体と役割、予算等について協議を行う
 - 3 協議に出席する大会役員は、大会実行委員長（開催地副会長）、大会実行副委員長（事務局長）、大会実行委員（専門委員長）と、大会運営委員会役員（開催地団体役員）とする
 - 4 大会作業分担については、大会実行委員（総務委員長）と大会運営委員会役員（開催地団体代表）が協議決定し関係者に周知する

附則

この細則は、平成26年12月1日から施行する

この細則は、平成29年4月1日から施行する

(大会主管の設定)

第2条 選考基準対象の7大会を11大会に拡充（主管大会は6大会）

この細則は、平成31年4月1日から施行する

埼玉新聞社杯大会の削除、事前協議メンバーの再編をした